

## タイヤの表示に関する公正競争規約等の一部変更（案）に関する意見募集の結果

平成26年4月23日  
消費者庁  
公正取引委員会

### 1 意見募集方法の概要

- (1) 募集期間：平成26年2月7日（金）から平成26年3月10日（月）
- (2) 告知方法：消費者庁ウェブサイト、公正取引委員会ウェブサイト及び電子政府の総合窓口(e-Gov)ウェブサイト
- (3) 意見提出方法：電子メール、FAX又は郵送

### 2 意見募集の結果

- (1) 意見提出総数：8件（このほか、今回の意見募集とは関係しない意見が1件）
- (2) 意見の概要及びこれに対する考え方  
別紙参照

## 寄せられた御意見とそれに対する考え方

番号	御意見	御意見に対する考え方
1	低燃費又はこれに類似する用語については、一般消費者向けの市販用の夏用タイヤのみを対象とするのではなく、スタッドレスタイヤ等についてもその対象とすべきである。	低燃費タイヤの表示は、市場が最も大きい市販用の夏用タイヤを対象としました。今後、タイヤ公正取引協議会は、冬用タイヤや商用タイヤについても当該表示の対象に含めることを検討することとしています。
2	商用タイヤの取扱いが不明確であるため、明確に規定すべきである。	
3	国連欧州経済委員会規則においてタイヤの表示に関する規制が定められ、これに日本も準拠している。したがって、まずは同規則で低燃費タイヤの表示方法を定めるよう提案すべきではないか。輸入タイヤを除外しない意味でも、その必要性があると考えます。	低燃費タイヤの表示方法については、EU等で定められているルールも踏まえて定めており、世界的にも先進的な取組として実施するものです。
4	公正競争規約から施行規則へ、また、施行規則から運用基準へ、それぞれ規定を委任している理由は何か。	景品表示法第11条の規定に基づき認定した公正競争規約では、その実施に関する事項については施行規則で定めることができ、当該規則を設定又は変更する場合には、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものと規定されています。
5	景品表示法第11条において、施行規則及び運用基準はどのように位置付けられるのか。また、行政がこれらを審査する根拠は何か。	また、施行規則では、規約及び施行規則の運用に関する事項について運用基準を定めることができるとされています。
6	運用基準で定める方法は、消費者にとって極めて分かりにくく、不透明な運用であると思う。	公正競争規約には、「不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保する」のに必要な内容を規定すれば足りるのであって、その細則を施行規則や運用基準に委任することは許容されるものと考えられ、現に、他の公正競争規約でも同様の体系を採っております。 一方、施行規則について、規約の趣旨を逸脱する内容が規定されることを防ぐ必要があることから、事前承認という手続を規定しています。 さらに、施行規則において、低燃費

		<p>タイヤに関する試験方法等の基準を設定又は変更する場合には、その内容が適切なものとなるよう、あらかじめ学識経験者その他第三者の意見を聴いた上で、消費者庁長官及び公正取引委員会の事前確認を受けなければならないとしました。</p>
7	<p>低燃費を追求すればウェットグリップが低下するのは避けられない。したがって、メリット表示の規定だけを設けるのは不適當であり、デメリットも消費者に認識されるようすべきではないか。</p>	<p>今回の取組は、低燃費への寄与を示す転がり抵抗性能だけでなく、安全性を示すウェットグリップ性能の両方について、一定の基準を満たすタイヤを低燃費タイヤと表示し、あわせて、これら2つの性能について、等級制度に基づく表示を行うこととするものです。</p>
8	<p>運用基準第3章(3)におけるラベリング制度の普及促進は努力規定であり、その内容も具体性がなく、十分な実効性があるとは思えないため、前記7の懸念を払拭するには不十分である。</p>	<p>前記7のとおり、転がり抵抗性能及びウェットグリップ性能の2つの性能について、等級制度に基づく表示がなされることから、御指摘のような懸念は生じないものと考えられます。</p>